

畜産経営環境対応強化緊急対策事業実施要領

平成29年5月18日付け29環機第132号

一般財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）が独立行政法人農畜産業振興機構（以下「農畜産機構」という。）からの補助を受けて実施する畜産経営を維持・継続していくために必要な畜産環境・飼養衛生管理関連の施設並びに機械及び装置（以下「施設等」という。）に係る貸付事業に関しては、畜産経営環境対応強化緊急対策事業実施要綱（平成29年3月29日付け28農畜機第6424号。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

第1 事業の内容等

この事業の内容は以下のとおりとする。

1 リース事業の内容

- (1) 畜産環境対策リース事業（以下「環境リース」という。）
畜産経営を営む者等に対して、排水や臭気処理に必要な施設等を貸し付ける。
- (2) 飼養衛生管理対策リース事業（以下「衛生リース」という。）
畜産経営を営む者等に対して、飼養衛生管理対策に必要な施設等を貸し付ける。

2 用語の定義

この要領で使用する用語は、次のとおりとする。

- (1) 直接リース方式
機構が直接又は受託団体に貸付業務を委託する方法により借受者に貸付の対象となる施設等（以下「貸付施設等」という。）を貸し付ける方式
- (2) 間接リース方式
機構が借受団体に貸付施設等を貸し付け、それを借受けた借受団体が直接又は転貸借受団体を経由して借受者に貸し付ける方式
- (3) 借受者
リース方式のいかに関わらず、貸付施設等を直接使用する者
- (4) 借受団体
間接リース方式において、貸付施設等を自ら使用することなく、借受者又は転貸借受団体に貸し付けることを目的に機構から貸付施設等を借り受ける団体
- (5) 転貸借受団体
間接リース方式において、貸付施設等を自ら使用することなく、借受者又は他の転貸借受団体に貸し付けることを目的に借受団体又は他の転貸借受団体から貸付施設等の借り受ける団体
- (6) 受託団体
第14の規定により機構から委託を受けて貸付業務を行う団体

3 貸付施設等及び借受者の範囲等

(1) 貸付施設等の範囲

貸付施設等の範囲は、次のとおりとし、別表1及び2に掲げる施設等（これらに付属する施設等を含む。）とする。

ア 環境リース

- (ア) 畜産排水を浄化処理するための施設等
- (イ) 畜舎等から発生する臭気を脱臭処理するための施設等

イ 衛生リース

(ア) 死亡家畜による病原体伝播の防止に必要な施設等

(イ) 衛生管理区域（農場内において病原体の持込を防止するために家畜の飼養に係る衛生管理を行うことが必要な区域）に立ち入る車両の消毒や衛生管理区域内にある畜舎等の消毒に必要な施設等

(2) 借受者の範囲等

ア 借受者は、次に掲げるものであって、養畜等の事業を営ものとする（（ケ）及び（コ）を除く）。

(ア) 畜産経営を営む農業者（法人化しているものを除く。）

(イ) 農業協同組合、農業協同組合連合会

(ウ) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）

(エ) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第227号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）

(オ) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。）

(カ) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（定款において、農業（畜産を含む。以下同じ。）の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

(キ) 株式会社又は持分会社であって、農業を主たる事業として営むもの。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。

a 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。

b その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上がaに掲げるもの（（エ）又は（カ）に該当するものを除く。）の所有に属しているもの。

(ク) 事業協同組合、事業協同組合連合会（定款において農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）

(ケ) 堆肥センター

(コ) と畜場（と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第2項に規定する施設）

(サ) その他農業を営む農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体。以下同じ。）

イ アの（ケ）にあつては、次の（ア）から（サ）までのいずれかの組織形態であること。ただし、農業者が組織する組織の場合は、農業者が3戸以上で構成されるものとする。

(ア) 農業協同組合、農業協同組合連合会

(イ) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）

(ウ) 農事組合法人

(エ) 農事組合法人以外の農地所有適格法人

(オ) 特定農業団体

(カ) その他農業を営む農業者の組織する団体

(キ) PFI事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて選定された民間事業者）

(ク) 地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する団体が参加する共同事業体

(ケ) 第3セクター（国又は地方公共団体と民間企業との共同出資によって設立した

法人)

(コ) 消費生活協同組合（消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に基づいて設立された法人）

(サ) その他都道府県知事が畜産経営に係る環境対策に資するものと判断し、機構が適当と認めたもの

ウ アの(コ)にあつては、肉畜のと畜解体から部分肉まで一貫して処理を行う食肉処理施設（と畜場と食肉加工施設が同一の敷地内にあつて、一体的に機能しているものを含む。）であつて、設置主体又は運営主体が次のいずれかであるものとする。
(ア) 農業（畜産を含む。）を営む農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体。）

(イ) 中小企業等協同組合

(ウ) 協業組合であつて、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条に規定する中小企業者のみを組合員としているもの。

(エ) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人

(オ) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主になっている株式会社であつて農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は農畜産機構がその発行済み株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの。

エ 再貸付け及び再々貸付け

アの(イ)、(カ)、(ク)及び(サ)に定める団体は、借受団体となることができ、借受団体の構成員（アの(カ)の構成員は除く。）又はアの(ア)、(ウ)、(エ)、(オ)、(キ)及び(ク)から(サ)に規定する者に対し、直接又は転貸借受団体を介して、貸付施設等を再貸付けすることができる。

オ 借受者（アの(ケ)及び(コ)を除く。）は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「農業環境規範」という。）に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を実践するものとする。

カ 借受者（アの(ケ)及び(コ)を除く。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たしているものとする。

(ア) 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）で規定する「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する数量契約（以下「数量契約」という。）の締結について、平成28年度において数量契約を締結し、引き続き平成29年度において数量契約を締結していること。

(イ) 新たに平成29年度から数量契約を締結していること。

(ウ) 平成28年度及び平成29年度のいずれにおいても数量契約を締結していないこと。

(エ) 平成28年度において数量契約を締結し、平成29年度において数量契約を締結しなかった場合は、配合飼料の給与を完全に中止していること。

第2 貸付期間

貸付施設等の貸付期間は、原則として、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）を基準とし、別表1及び2の品目ごとに定める期間とする。

第3 貸付料

1 貸付料の徴収

機構は、直接リースにあつては、借受者から直接又は受託団体（その者から再委託を

受けた団体を含む。以下同じ。)を介して貸付料を徴収する。間接リースにあつては、借受団体から貸付料を徴収するものとする。

2 貸付料の納入方法の選択

(1) 貸付料の納入方法は、年1回払い又は年4回払いとし、借受者又は借受団体は、貸付申請時に貸付申請ごとに貸付料の納入方法を選択するものとする。

(2) (1)により選択した貸付料の納入方法は、変更することができない。

3 貸付料の計算期間

貸付料の計算期間(以下「計算期間」という。)は、年1回払いの場合は1年(ただし、第1回の計算期間は、貸付開始の日から翌年の応当月の末日まで)、年4回払いの場合は3か月(ただし、第1回の計算期間は、貸付開始の日からその3か月後の月の末日まで)とする。

4 貸付料の額

計算期間ごとの貸付料の額は、基本貸付料、附加貸付料及び消費税等相当額の合計額をその基準とする。

(1) 基本貸付料は、(3)に掲げる場合を除き、貸付施設等の取得価額から譲渡価額(当該取得価額の10%に相当する額をいう。以下同じ。)を控除して得た額を当該貸付施設等に係る計算期間の数で除して得た額とする。

(2) 附加貸付料は、(3)に掲げる場合を除き、貸付施設等の取得価額から譲渡価額及び前の計算期間までに納入された基本貸付料の合計額を控除して得た額に、貸付契約締結時における理事長が定める料率を乗じて得た額とする。

(3) 年1回払いの場合における第1回及び最終回の基本貸付料及び附加貸付料の額は、(1)及び(2)の規定に関わらず、第1回については(1)及び(2)により計算した額に12分の4を乗じて得た額、最終回については(1)及び(2)により計算した額に12分の8を乗じて得た額とする。

(4) 消費税等相当額は、基本貸付料の額に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

5 貸付料の納入期限

(1) 年1回払い

ア 第1回の貸付料の納入期限は、当該貸付施設等の貸付けが開始された月の末日から起算して3か月後の月の末日とし、以後毎年応当月の末日を期限とする。

イ 最終回の貸付料の納入期限は、貸付開始月の応当月の末日とする。

(2) 年4回払い

第1回の貸付料の納入期限は、当該貸付施設等の貸付けが開始された月の末日から起算して2か月後の月の末日とし、以後前回の納入期限の3か月後の月の末日を期限とする。

6 貸付料の納入

貸付料の納入は、機構が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

第4 貸付施設等の譲渡

1 貸付施設等の譲渡は、貸付期間終了後、借受者が譲渡価額及びその額に対する消費税等相当額並びに譲渡価額に理事長が別に定める料率を乗じて得た額の合計額(以下「譲渡代金」という。)を機構に納入した日をもって、借受者に譲渡するものとする。

2 譲渡代金の納入期限は、最終回の貸付料の納入期限から3か月後の月の末日とする。

3 譲渡代金の徴収及び納入については、第3の1及び6の規定を準用する。

第5 貸付施設等の公租公課

1 公租公課の負担

貸付施設等の公租公課については、借受者に貸付施設等が譲渡されるまでの間、賃借

権に基づいて貸付施設等を占有し、使用する借受者が負担するものとする。

2 公租公課の取扱い

- (1) 固定資産税については、地方税法（昭和25年法律第226号）第383条に基づき毎年1月1日に貸付施設等が所在する市町村の長にその年の1月31日までに償却資産申告書を提出し、申告しなければならないが、貸付施設等については、地方税法第342条第3項に基づき機構と借受者との共有物とみなされるので、借受者は、連帯納税義務者として貸付施設等の所在する市町村の長に対して申告し、納税するものとする。
- (2) 不動産取得税は、不動産を取得した者に対してその取得時において都道府県が地方税法第73条の2（同法第1条第2項において準用する場合を含む。）に基づき当該不動産の評価額に対し課税するものである。貸付施設等に係る不動産取得税は、その不動産の取得者である機構に対して課税されるが、当該貸付施設等の借受者が、納税義務者である機構に代わって納税に関する一切の処理を行う納税管理人として貸付施設等の所在する都道府県に届出し、当該税額を負担するものとする。

第6 保険の取扱い

1 保険加入の義務

(1) 損害保険

借受者は、貸付施設等に対し、自らの負担で機構を保険金受取人とする損害保険を付さなければならない。

(2) 保証保険

借受者は、貸付施設等に係るその支払債務の履行に関し、機構を保険金受取人とし、機構が別に定める保証保険を付さなければならない。なお、当該保証保険料については、機構が負担するものとする。ただし、借受者が機構に対する債務の履行を怠ったときは、期限の翌日から履行までの期間中、借受者が保証保険料を自ら負担するものとする。

2 保険加入の手続等

借受者が損害保険を付さなければならない貸付施設等の種類及び契約の内容、手続等並びに保証保険の契約内容、手続等については、別に定める。

3 保険料の徴収等

損害保険料及び1の(2)のただし書きによる保証保険料の徴収及び納入については、第3の1及び6の規定を準用する。

第7 貸付施設等の維持管理

1 維持管理の原則

- (1) 借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付施設等を維持管理し、使用しなければならない。
- (2) 借受者は、機構が貸付施設等ごとに付した貸付記号を、当該貸付施設等の譲渡を受けるまでの間、常に見やすい状態に保つよう努めなければならない。

2 目的外使用、設置場所の変更、改造等の禁止

- (1) 借受者は、貸付施設等をこの事業の目的に反して使用し、転貸し、名目の移管に関わらず担保に供し、又は譲渡してはならない。
- (2) 借受者は、貸付施設等の設置場所を変更してはならない。
- (3) 借受者は、貸付施設等を改造してはならない。
- (4) (1) から (3) に関わらず、借受者及びその相続人等から申請に基づき機構がやむを得ない事情があるとして承認したときは、貸付施設等の設置場所の変更又は貸付施設等の改造を行うことができるものとする。

第8 事故の発生の場合の措置

1 事故等の発生 の報告と修理

貸付施設等に関し事故又は故障（以下「事故等」という。）が発生した場合は、借受者は、直ちに電話等により直接又は借受団体、転貸借受団体若しくは受託団体を通じて機構に事故等の内容及びとった措置等について報告し、修理が可能であるときは、自己の負担において修理を行うとともに、借受者は、速やかにその事故等の状況を、書面により借受団体等を経由して機構に報告するものとする。

2 事故等と貸付契約との関係

- (1) 貸付施設等が一部損傷した場合等であって借受者が修理したときは、貸し付け契約は継続されるものとし、損害保険金が機構に支払われたときは、機構は、受け取った保険金を限度として借受者が修理に要した費用に充当するものとする。
- (2) 貸付施設等の隠れた瑕疵により事故等が発生し、借受者が損害を被った場合は、貸し付け契約は継続されるものとし、機構は、当該貸付施設等の販売業者、施工業者又は製造業者（以下「販売業者等」という。）に対する損害賠償請求権を借受者に譲渡するものとする。
- (3) 借受者の責に帰すべき事由により貸付施設等の使用が著しく困難となった場合は、貸付契約は終了する。この場合の貸付施設等の取扱いについては、3に定めるところによる。
- (4) 機構又は借受人のいずれの責にも帰さない事由により貸付施設等の使用が著しく困難となった場合は、貸付契約は終了する。この場合の貸付施設等の取扱いについては、4に定めるところによる。

3 借受者の責に帰すべき事由による貸付施設等の滅失等

- (1) 借受者は、その責に帰すべき事由により貸付施設等の使用が著しく困難となったときは、当該貸付施設等をその時点の精算額（第12の5の精算額をいう。ただし、機構が損害保険金の支払いを受けることができる場合は、当該額からのその損害保険金額を控除して得た額とする。（2）及び4において同じ。）で買い取らなければならない。
- (2) 借受者は、その責に帰すべき事由により貸付施設等が滅失したときは、当該貸付施設等に係るその時点の精算額に相当する額を保証金として機構に支払わなければならない。

4 機構又は借受者のいずれの責にも帰さない事由による貸付施設等の滅失等

- (1) 借受者は、機構又は借受者のいずれの責にも帰さない事由により貸付施設等の使用が著しく困難になったときは、当該貸付施設等をその時点の精算額で買い取らなければならない。
- (2) 借受者は、機構又は借受者のいずれの責にも帰さない事由により貸付施設等が滅失したときは、当該貸付施設等に係るその時点の精算額に相当する額を機構に支払わなければならない。

第9 貸付けの申請

1 貸付施設等の申請

この事業により貸付施設等の貸付けを機構に申請するときは、借受者となろうとする者は、価格競争原理を導入する等して自己の責任において自己の経営に最も適する貸付施設等を選定するよう努めるものとする。また、必要に応じて、都道府県、市町村、農業協同組合、畜産環境アドバイザー等の指導を受けるものとする。

2 貸付けの申請

- (1) 貸付の申請は、直接リースは別紙様式の1により、間接リースは別紙様式の2により行うものとする。
- (2) 直接リースにあつては、貸付申請者は、必要な書面等を添付し、原則として受託団体を経て申請を行うものとする。

- (3) 間接リースにあっては、貸付申請者は、必要な書面等を添付して、借受団体又は転貸借受団体を経て申請を行うものとする。

3 貸付申請書の添付書類等

- (1) 法人が貸付施設等の貸付けを受けようとする場合は、会社にあつては、借受者に該当することを証する書面を添付しなければならない。

- (2) 集団が貸付施設等の貸付けを受けようとする場合（農事組合法人が集団として申請する場合を含む。）は、構成員の畜産経営がそれぞれ飼養管理している家畜、家きんの種類及びその飼養頭羽数を記載した書面及び構成員による共同利用契約書の写しを添付しなければならない。なお、共同利用契約書には、次の事項を記載して、構成員全員が記名押印しなければならない。

ア 集団の名称及び事務局の所在地

イ 構成員及び代表者の住所及び氏名

ウ 貸付施設等の名称、型式、設置場所及び管理責任者

エ 共同利用の方法及び計画

オ 貸付料等の負担方法

カ その他必要な事項

- (3) 貸付申請書には、貸付施設等に係る見積書、カタログ及び設計図面を添付しなければならない。なお、当該設計図面は、原本証明を受けた設計図面を添付するものとする。

4 貸付申請書の作成及び提出

- (1) 貸付申請書は、原則として、借受団体又は受託団体を經由して、機構に貸付申請書を提出するものとする。

- (2) 貸付申請書を提出するときに既に納入されている貸付施設等は、貸付申請の対象としてはならない。

- (3) 貸付申請者は、緊急に貸付施設等の貸付けを受けようとする場合には、直接又は借受団体若しくは受託団体を介してあらかじめ機構に書面により申し出るものとする。

第10 貸付けの決定と契約の締結等

1 貸付けの決定

- (1) 機構は、第9の2により提出のあった貸付申請書の内容を審査し、貸付施設等の貸付けの諾否を決定したときは、速やかに、借受団体又は受託団体にその旨を通知するとともに、借受者が属する都道府県畜産主務課に当該通知書の写しを送付するものとする。

- (2) (1)により通知を受けた借受団体又は受託団体は、貸付申請者にその結果を通知するものとする。なお、貸付申請者は、貸付決定後においては貸付申請書の内容を変更できないものとする。

2 貸付契約の締結

- (1) 機構は、貸付決定後、直接リースの場合は、受託団体を經由して貸付申請者と、間接リースの場合は、借受団体と次の事項について定めた貸付契約を締結するものとする。

ア 貸付施設等の設置場所、型式及び取得価格

イ 貸付料の額及び納入の方法

ウ 貸付期間

エ 公租公課

オ 損害保険及び保証保険

カ 貸付施設等の管理

キ 貸付施設等の譲渡

ク 貸付施設等の滅失・毀損

ケ その他必要な事項

(2) 機構は、貸付施設等の検収（第11の2の検収をいう。以下同じ。）が終了した時点において、貸付開始日、貸付終了日及び貸付料の納入期限等を確定し、貸付契約書1部を、直接リースについては受託団体を經由して借受者に、間接リースについては借受団体に送付するものとする。

(3) 貸付契約の締結日は、貸付決定の日と同一の日付とし、貸付開始日は、貸付施設等の検収が終了した日とする。

3 保証措置

貸付契約の締結に当たって機構が必要と認めるときは、貸付申請者に対しその債務の履行を確保するために必要な保証措置を求めることができるものとする。

4 貸付施設等の購入及び売買契約の締結

(1) 機構は、貸付決定後、別に定める購入手続により貸付施設等を購入するものとする。

(2) 機構は、(1)により貸付施設等を購入するに当たっては、別に定める売買契約書により当該貸付施設等の販売業者等と売買契約を締結するものとする。

5 検収前の危険負担

貸付契約の締結後、貸付施設等の貸付けが開始されるまでの危険は、借受者及び販売業者等が負担し、両者の間で解決するものとする。

6 再貸付料

借受団体又は転貸借受団体が借受者から徴収する再貸付料は、機構が借受団体から徴収する貸付料の額を超えてはならない。

第11 貸付施設等の検収

1 検収の方法

(1) 第10の4の売買契約に基づき機構が貸付施設等を取得する場合における貸付施設等の検収は、受託団体又は借受団体に委託して行うものとする。

(2) (1)により検収の委託を受けた者（以下「検収者」という。）が、その業務を再委託する場合には、あらかじめ機構の承認を得るものとする。

2 検収の実施

(1) 検収者（その者から再委託を受けた者を含む。）は、機構が別に定める検収の方法により貸付施設等を検収するものとする。

(2) 検収者が検収の方法に違反した場合には、機構は、検収者に対し損害賠償の請求その他必要な措置をとるものとする。

第12 貸付契約の変更及び解除

1 貸付契約は、機構、借受団体及び借受者が合意する場合は、実施要綱及び実施要領に基づき定められた規定等に反しない範囲で変更することができるものとする。

2 借受団体又は借受者は、貸付契約を解約することができないものとする。

ただし、機構がやむを得ないと認めた場合は、機構が提示する条件を了承のうえ解約することができるものとする。

3 機構は、借受者又は借受団体が実施要領又は貸付契約に違反したときは、貸付契約を解約することができるものとする。この場合、当該借受者又は借受団体は、機構が提示する条件に従わなければならないものとする。

4 機構は、借受者が倒産、銀行取引停止等の状態に至ったときは、貸付契約を解約することができるものとする。この場合において、機構が必要と認め、借受者に対し請求したときは、当該借受者は、当該貸付施設等を5に定める精算額で買い取らなければならない。機構は、買取り請求をしても償えない損害があるときは、併せて損害賠償の請求その他必要な措置を借受者に対してとることができるものとする。

5 精算額は、当該精産額を算定しなければならない事由が発生した時点における貸付施

設等の残存基本貸付料（基本貸付料の支払残額と譲渡価額の合計をいう。以下同じ。）と当該年度に納入すべき附加貸付料のうち精算額を納入する日までの日数に係る附加貸付料相当額及び残存基本貸付料等に係る消費税等相当額並びに残存基本貸付料に係る金利相当額（残存基本貸付料に理事長が別に定める利率を乗じて得た額をいう。）の合計額とする。この場合、附加貸付料相当額とは、基本貸付料の支払残額に第3の4の（2）に定める利率を乗じて得た額を1年間の日数で除して得た額に過去において最も近い貸付料の納入期限（第1回の貸付料の納入期限以前の場合は、貸付開始日）から精算額を納入する日までの日数を乗じて得た額をいう。

6 2、3及び4の機構が提示する条件に係る額並びに精算額の納入期限は、機構が納入についての通知を発送した日から起算して20日目とする。

第13 売買契約違反等に対する措置

- 1 機構は、売買契約を締結した販売業者等が実施要領又は売買契約書の各条項に違反したときは、売買契約の解約、損害賠償の請求、その他必要な措置の全部又は一部をとるものとする。
- 2 借受者若しくは借受団体又は販売業者等が機構に対する債務の履行を怠ったときは、機構は、当該債務について、期限（損害賠償請求に関しては損害の事実が発生した日）の翌日から履行の日までの日数に応じ、違約金を徴収するものとする。違約金の割合は、平成29年度に締結した契約については、9.0%として算定する。その後の違約金の割合については、毎年度、国税延滞税に適用されている割合を参考に見直すものとする。算定した違約金の額が1千円以下の場合にはこれを徴収しない。また、借受者又は借受団体の申出に基づき、理事長がやむを得ない事由と認めた場合は、違約金を免除又は減額することができるものとする。

第14 業務の委託等

- 1 機構は、業務の全部又は一部を別に定める委託要領により農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業の振興を目的とする公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人その他理事長が適当と認める団体又は法人に委託することができるものとする。
- 2 受託団体は、この事業の実施に関し必要があると認めるときは、業務の一部を理事長が承認した者に委託することができるものとする。
- 3 機構は、委託に係る業務に関し、予算の範囲において委託費を交付することができるものとする。

第15 勘定の設定及び管理運用

- 1 機構は、この事業の実施に当たって、農畜産機構から、実施要綱第5に定める補助対象経費及び補助率により算定される額を上限に、利子相当額及び保証保険料相当額に対する補助を受けるものとする。
- 2 機構は、この事業の実施に当たっては、他の勘定と区分して経理するものとする。
- 3 この事業の勘定は、当該勘定にかかる銀行等からの借入金、農畜産機構からの補助金、基本貸付料、附加貸付料、譲渡額、消費税等相当額、運用による果実（以下「運用益」という。）、高度化リース基金からの貸付金（以下「貸付金」という。）、高度化リース基金からこの事業の運営等に必要として繰り入れた額（以下「繰入金」という。）及びその他雑費をもって構成するものとする。
- 4 機構は、この事業の実施による銀行等からの借入金、農畜産機構からの補助金、基本貸付料、附加貸付料、譲渡額、消費税等相当額、運用益、貸付金、繰入金及びその他雑費を得たときは、当該勘定に繰り入れるものとする。
- 5 機構は、この事業の勘定に銀行等からの借入金の返済のため、貸倒引当金を準備する

ものとする。

- 6 機構は、次に掲げる場合を除き、この事業の勘定から支出してはならないものとする。
- (1) この事業の実施に必要な貸付施設等を取得する経費に充てる場合
 - (2) 保険会社への保証保険料の納入に充てる場合
 - (3) 銀行等からの借入金の返済に充てる場合
 - (4) 貸付金の返済に充てる場合
 - (5) この事業の管理、運営など事業の実施に必要な経費に充てる場合。なお、当該経費は、附加貸付料として得た額及び繰入金を限度とする。

第16 雑則

1 帳簿の備付け

- (1) 借受者並びに借受団体及び転貸借受団体は、貸付施設等についての帳簿を備え、当該貸付施設等の維持管理及び使用状況につき必要な事項を記帳し、貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (2) 借受者並びに借受団体及び転貸借受団体は、公租公課、貸付料等の領収書等、貸付決定通知書、契約書等の関係書類を貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (3) 受託団体は、委託業務に係る関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、貸付施設等ごとに貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間とする。

2 貸付施設等の検査及び報告

機構は、必要があると認めるときは、借受者又は借受団体、転貸借受団体若しくは受託団体に対し、貸付施設等の維持管理、使用状況等について報告を求め、又は検査を行うことができるものとする。この場合、借受者又は借受団体、転貸借受団体若しくは受託団体は、検査に応じ、検査に立ち会い、書類、帳簿等の整備、提出等、検査が円滑に行われるように協力しなければならないものとする。

3 経費の支援

この実施要領に基づく借受者等の貸付料の支払い等の経費の負担について、その他の者が助成することは妨げない。

第17 帳簿の保管

機構は、この事業に係る経理を他の勘定と区分し、適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿等及び関係書類を整備し、事業が終了した翌年度から起算し、5年間保管するものとする。

第18 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則（平成29年5月31日29農畜機第1316号承認）

この実施要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行する。

別表 1

貸付施設等及びその貸付期間
環境リース

項 目	品 目	貸付期間 (年)
畜産排水を浄化処理するための施設等	貯留槽、浄化槽	7
	貯留槽、浄化槽（主としてFRP製のもの）	7
	固液分離機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置等	7
畜舎等から発生する臭気を脱臭処理するための施設等	換気装置、換気扇、脱臭装置	7

注 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。

別表 2

貸付施設等及びその貸付期間
衛生リース

項 目	品 目	貸付期間 (年)
死亡家畜による病原体伝播の防止に必要な施設等	死亡家畜保管用冷凍・冷蔵庫等	7
衛生管理区域に立ち入る車両の消毒や衛生管理区域内にある畜舎等の消毒に必要な施設等	車両消毒槽（主としてコンクリート製のもの）	7
	噴霧機（装置）、洗浄機（装置）、消毒機等	7

注 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。

畜産経営環境対応強化緊急対策事業貸付施設等貸付申請書
（環境・衛生リース）

一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

貸付申請者（〒）住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏 名 等

電話番号

印

この度、下記2に記載した貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産経営環境対応強化緊急対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付申請に当たり、下記3の事項について、誓約します。

記

1 貸付申請者の状況等

2 貸付申請施設等の導入理由

3 誓約事項

- （1）貸付決定の上は、実施要領、貸付契約書の諸条項及び貸付決定通知書の記載事項を遵守します。
- （2）貸付契約期間中は、毎年、機構の求める財務諸表を提出することを誓約します。
- （3）貸付施設等を借り受けるに当たり、貸付契約の締結時に、畜産環境整備機構保証保険に加入することとし、その手続きを機構に委任します。
- （4）今後の貸付決定通知書等文書の受領、貸付料等金銭の納入等に係る諸手続きについては、すべて受託団体を通じて行います。
- （5）農業環境規範に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を実践しており、今後も実践します。

様式1号 (実施要領 第1の3の(2)の(ア)～(ケ)、(サ)であるもの)
貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等

1 経営・財務の内容について

(1) 経営規模・実績等

(氏名・生年月日・年齢)		代表者氏名	生年月日	年	月	日	年齢	歳
労働力 (従業員数) ・後継者の有無		従業員数合計	人				後継者	
		うち家族労働	人、		雇用労働	人		
直近の経営規模		家畜の種類	頭		頭		頭	
		家畜の生産性						
		田畑等の面積	田	ha	畑	ha	草地	ha
区分		前々々期 (千円)	前々期 (千円)	前期 (千円)	3カ年平均 (千円)			
経営 実績	売上高①				/			
	営業利益②							
	経常利益③							
	税引後利益 (青申所得額) ④							
	(減価償却費)⑤							
	返済財源⑥							

注1) 家畜の種類は、乳牛 (経産牛・未経産牛等の頭数)、肉牛 (黒毛・F1等の頭数)、養豚 (母豚、肥育豚等の頭数)、採卵鶏及び肉鶏 (成鶏等の羽数) を記入。
注2) 家畜の生産性は、乳牛 (品種及び経産牛1頭あたりの乳量。)、肉牛 (一貫は、分娩間隔 (月)。肥育牛は、品種及び出荷平均の1日平均増体重。)、養豚 (一貫は、母豚1頭あたりの年間分娩頭数。肥育は、出荷豚1頭あたりの飼料要求率。)、採卵鶏及び肉鶏 (成鶏1羽あたりの鶏卵生産量又は飼料要求率。) を記入。
注3) 個人の場合は、②と③は記入不要。
注4) ⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合：経常利益③×0.6+減価償却費⑤で算出。(赤字の場合は、0.6を乗せず。)

(2) 外部借入金及びリース債務の残高 (前期の長期及び短期の合計)

短期 _____ 千円、長期 _____ 千円、合計 (B) _____ 千円

(3) 年間要返済額 (前期実績) (C) _____ 千円

2 返済財源と要返済額の比較 (⇒返済財源は、要返済額の2割増し以上であることが望ましい。)

(A) ÷ ((C) + 今回申請のリース事業費の平均年間要返済額 _____ 千円) = ≥ 1. 2

3 債務返済年数 (⇒10年を越える場合は、債務の削減が必要。)

((B) + 今回申請のリース事業費) ÷ (A) = 年 ≤ 10年

今回申請のリース事業費が100万円未満の場合：2若しくは3のいずれか一つ又は両方を満たさない場合は、以下の返済計画を作成して、返済の可否を判断する。
今回申請のリース事業費が100万円以上の場合：上記を問わず、返済計画を作成し、提出。

【返済計画】

区分		実績	初年度	2年度	3年度	5年度	返済ピーク年度	備考	
返済財源 (A)									
要 返 済 債 務	短期	銀行							
		その他							
		計							
	長期	機構							
		公庫							
		銀行							
		その他							
	計								
合計 (D)									
A-D (余剰)									

- 4 「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）で規定する「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する数量契約（以下「数量契約」という。）の締結について（下記（ア）から（エ）のいずれかに○をつけること。）
- （ア）平成28年度において数量契約を締結し、引き続き平成29年度において数量契約を締結している
- （イ）新たに平成29年度から数量契約を締結している。
- （ウ）平成28年度及び平成29年度のいずれにおいても数量契約を締結していない。
- （エ）（平成28年度において数量契約を締結し、平成29年度において数量契約を締結しなかった場合）配合飼料の給与を完全に中止している。

5 貸付申請施設等

貸付対象施設等名				合 計
本体価額（円単位）	,000円	,000円	,000円	,000円
消費税額（円単位）	円	円	円	円
合 計（円単位）	円	円	円	円
備 考 欄				
販売業者等	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者等				
型式・面積・容積				
事業地について * 建物・構築物の造成の場合	ア. 所有地又は借地 ; 所有地 ・ 借地（借地期限 年 月）			
	イ. 現在の状況；農地以外又は農地⇒農地法第5条の転用許可 年 月 日			
	ウ. 所有権以外の権利設定の有無； 無 ・ 有⇒貸付機械に権利が及ばないよう措置			
貸付期間の短縮又は延長	年→ 年	年→ 年	年→ 年	
貸付料の納入方法（いずれかに○）	年1回払い ・ 年4回払い			
備考				

【添付書類】

- 財務諸表（機構から提出を求められた場合は、前々期及び前々々期を提出。）
 個人の場合：前期の青色申告決算書（損益計算書・貸借対照表）及び確定申告Bの第一表
 法人の場合：前期の決算書（貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費の内訳・製造原価報告書・勘定科目内訳）
- 納税証明書
- 見積書、カタログ及び図面（図面のみ原本証明を行ったもの）等
- 共同利用の施設等については、共同利用契約書（組織規程・会計規程等）
- 10百万円以上の場合、「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき、別紙を提出。

様式2号（実施要領 第1の3の（2）の（コ）であるもの）

貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等（と畜場）

1 経営・財務の内容について

(1) 経営規模・実績等

氏名・生年月日・年齢		代表者氏名	生年月日	年 月 日	年齢	歳
労働力（従業員数）・後継者の有無		従業員数合計 人				
前期におけると畜頭数（頭）		牛	豚	その他（ ）	その他（ ）	
区分		前々々期（千円）	前々期（千円）	前期（千円）	3カ年平均（千円）	
経営 実績	売上高①					
	営業利益②					
	経常利益③					
	税引後利益（青申所得額）④					
	（減価償却費）⑤					
	返済財源⑥				(A)	

注1) 個人の場合は、②と③は記入不要。

注2) ⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合：経常利益③×0.6+減価償却費⑤で算出。（赤字の場合は、0.6を乗ぜず。）

(2) 外部借入金及びリース債務の残高（前期の長期及び短期の合計）

短期 _____ 千円、長期 _____ 千円、合計 (B) _____ 千円

(3) 年間要返済額（前期実績）(C) _____ 千円

2 返済財源と要返済額の比較（⇒返済財源は、要返済額の2割増し以上であることが望ましい。）

(A) ÷ ((C) + 今回申請のリース事業費の平均年間要返済額 _____ 千円) = ≥ 1. 2

3 債務返済年数（⇒10年を越える場合は、債務の削減が必要。）

((B) + 今回申請のリース事業費) ÷ (A) = 年 ≤ 10年



今回申請のリース事業費が100万円未満の場合：2若しくは3のいずれか一つ又は両方を満たさない場合は、以下の返済計画を作成して、返済の可否を判断する。

今回申請のリース事業費が100万円以上の場合：上記を問わず、返済計画を作成し、提出。

【返済計画】

区分		実績	初年度	2年度	3年度	5年度	返済ピーク年度	備考
返済財源 (A)								
短期	銀行							
	その他							
計								
長期	機構							
	公庫							
	銀行							
	その他							
	計							
合計 (D)								
A-D (余剰)								

4 貸付申請施設等

貸付対象施設等名				合 計
本体価額 (円単位)				,000円
消費税額 (円単位)				円
合 計 (円単位)				円
備 考 欄				
販売業者等	名称			
	電話			
銘柄又は製造業者等				
型式・面積・容積				
事業地について		ア. 所有地又は借地 ; 所有地 ・ 借地 (借地期限 年 月)		
* 建物・構築物の造成の場合		イ. 所有権以外の権利設定の有無; 無 ・ 有⇒貸付機械に権利が及ばないよう措置		
貸付期間の短縮又は延長		年→ 年	年→ 年	年→ 年
貸付料の納入方法 (いずれかに○)		年1回払い ・ 年4回払い		
備考				

【添付書類】

1. 財務諸表 (機構から提出を求められた場合は、前々期及び前々々期を提出。)
 - 個人の場合：前期の青色申告決算書 (損益計算書・貸借対照表) 及び確定申告Bの第一表
 - 法人の場合：前期の決算書 (貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費の内訳・製造原価報告書・勘定科目内訳)
2. 納税証明書
3. 見積書、カタログ及び図面 (図面のみ原本証明を行ったもの) 等
4. 100万円以上の場合、「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき、別紙を提出。

別紙様式の2（間接リース）

番 号
平成 年 月 日

畜産経営環境対応強化緊急対策事業貸付施設等貸付申請書
（環境・衛生リース）

一般財団法人 畜産環境整備機構 理事長 殿

借受団体（〒）住所又は所在地

ふり がな
名 称

ふり がな
氏 名 等

印

電話番号

この度、下記により貴機構の貸付施設等を借り受けたく、畜産経営環境対応強化緊急対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 借受者、貸付申請施設等及び転貸借受団体等

（1）借受者からの貸付施設等貸付申請書

必要に応じ、下記の書類を添付すること。

（2）転貸借受団体（転貸借受団体が貸し付ける転貸借受団体を含む。）からの貸付施設等貸付申請書

2 貸付申請施設等の検収等を再委任する場合の相手方

3 借受団体と借受者又は転貸借受団体との再貸付契約に当たっての条件

（1）再貸付料等の額は、貸付料及び譲渡代金の額と同額とする。

（2）再貸付料の納入方法は貸付申請書記載のとおりとする。

畜産経営環境対応強化緊急対策事業貸付施設等貸付申請書
(環境・衛生リース)

借受団体の代表者 殿

転貸借受団体等 (〒)住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏名等

印

電話番号

この度、下記により(一財)畜産環境整備機構に係る貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産経営環境対応強化緊急対策事業実施要領(以下「実施要領」という。)第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 貸付申請施設等の内容
借受者からの貸付申請書のとおり

- 2 借受団体と借受者又は転貸借受団体等との再貸付契約に当たっての条件
(1) 再貸付料等の額は、貸付料及び譲渡代金の額と同額とする。
(2) 再貸付料の納入方法は、貸付申請書記載のとおりとする。

- 3 貸付申請施設等の検収を再委任する場合の相手方

番 号
平成 年 月 日

畜産経営環境対応強化緊急対策事業貸付施設等貸付申請書
(環境・衛生リース)

借受団体又は転貸借受団体の代表者 殿

借受者 (〒)住所又は所在地

ふりがな
名 称

ふりがな
氏名等

電話番号

印

この度、下記により(一財)畜産環境整備機構に係る貸付施設等の貸付けを受けたく、畜産経営環境対応強化緊急対策事業実施要領(以下「実施要領」という。)第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

貸付申請に当たり、実施要領及び貸付契約書の各条項並びに貸付決定通知書の記載事項を遵守するとともに、貸付契約の締結時に「畜産環境整備機構保証保険」の加入することとし、その手続きを貴機構に委任することを誓約します。

また、貸付契約期間中は、毎年、機構の求める財務諸表を提出することを誓約します。

併せて、農業環境規範に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を実践しており、今後も実践することを誓約します。